

減免の対象となる障がいの個別等級表

障がいの区分		障がい者本人が運転する場合	生計を一にする者が運転する場合	
身体障がい	視覚障がい	1級～4級	1級～4級	
	聴覚障がい	2級および3級	2級および3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出による場合に限る)	3級 (喉頭摘出による場合に限る)	
	上肢不自由	1級および2級	1級および2級	
	下肢不自由	1級～6級および7級×2	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級	1級および2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障がい	1級および3級	1級および3級	
	じん臓機能障がい			
	呼吸器機能障がい			
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい			
	小腸機能障がい			
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい				
知的障がい		/	A (療育手帳)	
精神障がい			1級 (精神障害者保健福祉手帳) 精神医療に係る公的医療費助成の受給者証の交付を受けている場合に限る。ただし、受給者証の交付を受けていない場合は医師の通院証明書により通院が確認できる場合に限る。	

※個別等級欄に複数の障がい (例：上肢不自由と下肢不自由) が記載されており、各障がい単独では基準に達しない場合、それらを複合して減免対象となることはありません。

※生計を一にする者が運転する場合は、通院・通学等の目的でもっぱら障がい者のために週1日以上または月4日以上利用し、その状態が6か月以上継続すること。